様式第３号の１（第４条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　出雲市長　　　　　　　　　印

日常生活用具給付決定通知書

　先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付番号 | 第　　　　　号 | 給付決定  年月日 | 年　　月　　日 | |
| 対象者氏名 |  | | | |
| 給付する用具名  （含む形式規模等) |  | | | |
| 納入業者名 |  | | | |
| 納入業者の住所 |  | | | |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | | 公費負担額 |
|  |  |  | |  |
| 月額負担上限額 | 同月既負担額 |
|  |  |
| 注意事項  １．用具は、対象者の属する世帯の所得区分に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。  ２．給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。  ３．２に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。  ４．この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ５．この処分については、上記４の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ６．ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | |